

アマチュア無線による災害時応援協定

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害の発生時は、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）に基づき災害対策本部が設置された場合において、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集等の要請）

第3条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないとき又は有線通信を利用することが著しく困難なときは、必要に応じて情報の収集等の項

目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その指定する役員又はクラブ局を通じて組織的に情報の収集等を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第5条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岡山県地域振興部防災対策室とし、乙においては岡山県支部事務局とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

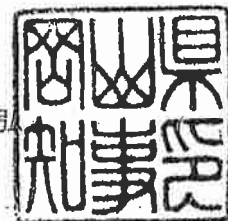
平成9年4月23日



甲 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 石井 正 弘



乙 岡山県都窪郡早島町新倉作一 6

社団法人日本アマチュア無線連盟



岡山県支部

支部長 武 鐘 久 治

